

○新型コロナウイルスへの対応状況

令和2年3月13日(木) 13時現在

○近隣市議会の状況

- ・神戸市
3月3日から13日まで**傍聴自粛**を依頼。3月3日保健福祉局予算委員会を**10日**に延期。
【感染者12名】
- ・尼崎市〔尼崎市議会災害時連絡会議を設置〕
3月2日から**傍聴自粛**を依頼。**5日休会**し6日の代表質疑 各会派2時間を**1時間に短縮**。
【感染者2名】
- ・西宮市〔西宮市議会災害時連絡会議を設置〕
3月3日から6日まで休会。3月10日から現在の**日程どおり進める**。**【感染者4名】**
- ・芦屋市
今のところ**特になし**。**【感染者2名】**
- ・宝塚市〔宝塚市議会危機対策支援本部会議を設置〕
予算委員会を**書面で実施**。最終日の総括質疑については協議中。**【感染者3名】**
- ・川西市
3月2日、3日の本会議**一般質問中止**。現在の**日程どおり進める**。**【感染者1名】**
- ・三田市〔三田市議会災害対策会議を設置〕
予算委員会の当局の説明員を減らすこととし、当局より委員会欠席者の報告がされた。**【感染者1名】**
- ・猪名川町
3月3日、5日休会。3月6日**常任委員会中止**。3月9日より現在の**日程どおり進める**。
- ・豊中市
3月2日から**傍聴自粛**を依頼。3月10～12日、16日の予算委員会での**提案説明を中止**。
- ・池田市
今のところ**特になし**。傍聴者に**マスク着用・手洗い**を依頼。
- ・吹田市
3月2日から6日まで休会。予算常任委員会**2日間を1日に短縮**
- ・箕面市
今のところ**特になし**。
《参考》
- ・大阪府 常任委員会の知事質問 **4日間を1日に短縮**。
- ・相模原市 会期を**10日間短縮**。3日間の**一般質問中止**。委員長報告を**書面で配付**。
- ・厚木市 会期を**4日間短縮**。3日間の**一般質問中止**。委員長報告を**書面で配付**。
- ・小平市 予算委員会を**13日間延期**し、3日間を**2日に短縮**。
- ・小樽市 予算委員会6日間を**3日に短縮**。

○伊丹市当局の状況

- ・全職員に対し発熱がある場合は、**有給休暇取得**を推奨
- ・体調不良者の確認・人事への**報告を毎日実施(3名)**
- ・交通機関利用者に対し**時差出勤**を推奨**(16名)**

○新型コロナウイルスに関する相談件数・検査件数

- ・県への相談件数 24時間コールセンター 3月2日現在 **938件**
相談センター 2月27日現在 **4,559件**
- ・兵庫県内の検査件数 3月11日20時現在 **539件 (うち37件から陽性)**
- ・兵庫県内の発生人数 3月13日10時現在 **46名**

広報伊丹臨時号発行に係る紙面構成について

令和 2 (2020) 年 3 月 16 日 1418 号

(1 面)

- ◆市長メッセージ
- ◆「市新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
- ◆市内発生状況とその対応について
- ◆県内、市内の感染症発生数
- ◆国県の対応について
- ◆市の情報発信ツールの案内
(Twitter・Facebook・緊急災害情報メール・エフエムラジオ・LINE)

(2 面) 感染予防と相談窓口の案内

- ◆新型コロナウイルス Q&A【健康政策課】
(新型コロナウイルス説明、感染までの流れ、症状、感染予防)
- ◆相談窓口(県コールセンター、帰国者・接触者相談センター等の連絡先)

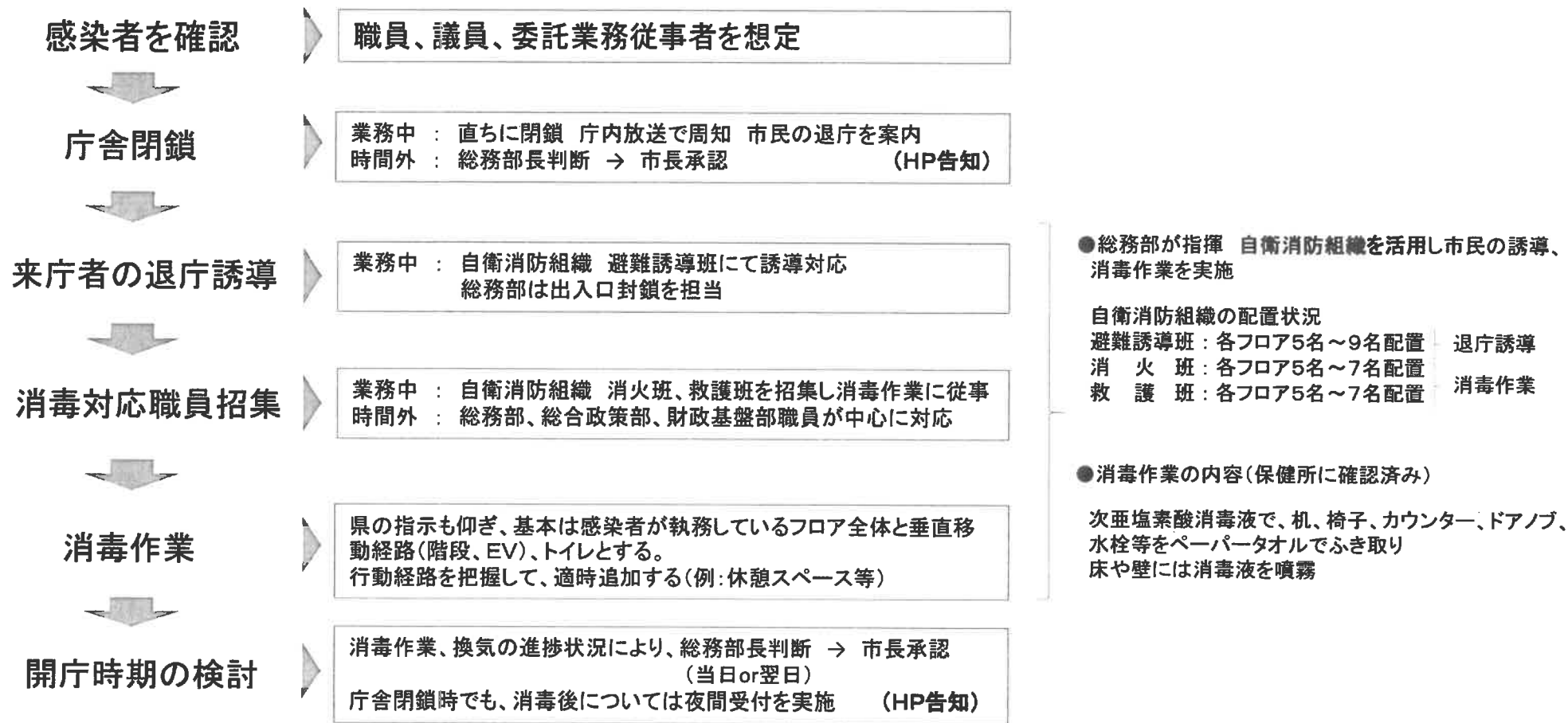
(3 面) 事業者への支援・行政手続き等の特例などの案内

- ◆新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への支援【商工労働課】
(信用保証、主な融資制度、助成金制度、各種相談窓口)
- ◆各種手続きの特例・払い戻しなど
 - ・税申告書の提出期限延長【市民税課提出分】
 - ・応急手当普及員の有効期限延長【消防局】
 - ・施設利用料払い戻し【中央公民館、文化振興課】
- ◆新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺など啓発【消費生活センター】

(4 面) 学校の休業などに関するお知らせ

- ◆学校臨時休業などに関して
 - ・学校臨時休業にかかる Q&A【教育】
 - ・学校給食費の変更【教育】
 - ・保育所などで対応【教育】
 - ・保育料の負担軽減【教育】
 - ・学生の定期払い戻しについて【交通局】
- ◆その他
 - ・児相手当など各種手当を郵送などで受け付け【こども福祉課】
 - ・こんにちは赤ちゃん事業の訪問を延期【こども福祉課】

新型コロナウイルス感染者を確認した場合の庁舎内の消毒について(案)



(電子メール施行)
教体第1896号
令和2年3月12日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱について
(令和2年3月12日時点)

県立学校においては、3月3日(火)から3月15日(日)まで一斉臨時休業をしておりますが、県新型コロナウイルス感染症対策本部の決定に基づき、今後の対応について、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職に対して下記のとおり要請いたします。

また、これらの対応について、冷静に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 県立学校の対応をふまえた、貴管下小・中・高等学校及び特別支援学校等の臨時休業の実施。
なお、児童生徒等の休業中の学びに配慮願います。
- 2 感染拡大防止に関する児童生徒等に対する指示事項
 - (1) 臨時休業期間中は、不要不急の外出を控えること。
 - (2) 健康管理につとめ、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診すること。
 - (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり受診した場合は、学校に連絡すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応体制
児童生徒等・保護者・教職員が新型コロナウイルスに罹患(疑いを含む)した場合の連絡体制を整えるとともに、教職員全体で共通理解を図ること。
- 4 積極的な情報発信
必要な情報は、学校ホームページ等により発信することを伝達し、随時確認するよう指示すること。

(電子メール施行)
教体第1895号
令和2年3月12日



各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱について
(令和2年3月12日時点)

県立学校においては、3月3日(火)から3月15日(日)まで一斉臨時休業を実施しておりますが、今後の取扱について、下記のとおりとします。

各学校においては、今後も引き続き、飛沫感染を防ぐための咳エチケット(マスクの着用等)や手洗い等の取組を徹底するとともに、国や県が発信する正確な情報に基づき、冷静に取り組むよう願います。

記

1 今後の対応

- (1) 現在実施している臨時休業期間を、春季休業日の前日3月23日(月)まで延長する。
- (2) 3月24日(火)以降の対応については、今後の感染状況をみて判断する。

2 県立学校(特別支援学校を除く)の対応

- (1) 補講や学習指導、来年度の準備等を行う必要があることから、3月16日(月)から3月23日(月)の期間中、2日を限度に登校日の設定を認める。ただし、登校日の活動は午前中(定時制と多部制はそれに見合う時間帯)とし、その後、校内において2時間以内の部活動を認める。
- (2) 登校に際して、引き続き感染防止対策を徹底する。
 - ① 体調不良の申し出を徹底させるなど、児童生徒等及び教職員の健康観察を強化する。
 - ② 公共交通機関等の混雑時での感染拡大を防止するため、可能な範囲で始業時間を遅らせるなどの配慮を行う。
 - ③ 全学年で1箇所に集合することは極力避ける。例えば、終業式については、時間差で実施したり、校内放送等を活用したり、定期的に換気を行うなどの対策を講じる。

3 県立特別支援学校の対応

- (1) 放課後等デイサービス事業所等の利用が困難な児童生徒等への対応は継続する。
- (2) この期間に予定している卒業式は、予防措置を講じたうえ、簡素化し実施する。
- (3) 16日以降に予定している入学者説明会(制服の採寸、教科書の購入等を含む)は、予防措置を講じたうえ、簡素化し実施する。

4 臨時休業中に県立学校で児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合

- (1) 当該学校に対して、健康福祉事務所(保健所)の指示内容を基に、体育保健課から個別に指示する。
- (2) 学校長は、患者本人及び児童生徒等の保護者と連絡を密にとり、医師の許可及び健康福祉事務所(保健所)の指示する日まで健康状態を把握するとともに、体育保健課に連絡する。
- (3) (2)以外の児童生徒等並びに教職員については、健康福祉事務所(保健所)の指示に従う。

5 臨時休業中に県立学校の児童生徒等が濃厚接触者(※)になった場合

- (1) 学校長は、本人及び保護者と連絡を密にとり、健康福祉事務所(保健所)の指示する日まで自宅での健康状態を把握するとともに、体育保健課に連絡する。
- (2) (1)以外の児童生徒等を登校させる場合は、健康観察を徹底する。

※県立学校の児童生徒等の同居する家族等に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、健康福祉事務所(保健所)から自宅待機等の指示を受けた者。

フォーラム伊丹からの質問内容

1) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が3月6日に出した事務連絡「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について」の別添「国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療体制の確保について」に関する質問。以下の点を、お尋ねします。場合によっては政府及び県に要望することができますか。

① ピーク時は大幅に入院患者が増える為、市内又は近隣自治体に感染症に対応できる病床の確保はできますか。

<回答>

兵庫県は現在、感染症指定医療機関において運用しているところですが、今後、これらの医療機関の一般病床を活用するなどして入院病床の拡大を図るべく、各医療機関と調整を進めているところです。

② 市立伊丹病院で発熱外来・専門外来を設置し、新型コロナウイルス感染者の受入れ、検査・相談体制確立と共に、感染症病棟の確保と治療体制を確立できるよう必要な職員配置と装備品確保はできますか。

<回答>

当院では本年2月10日から伊丹健康福祉事務所の要請により帰国者・接触者外来を開設し、感染の疑いのある患者について診察を行えるよう、体制整備を行いました。ウイルス検査については検体の採取のみ実施し、伊丹健康福祉事務所を通じて検体検査を実施して頂いております。入院患者については、陰圧状態が保てる3床の病室を用いて、現在の診療体制の中で業務調整により対応しています。

「国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療体制の確保について」ですが、伊丹病院においては専用の感染症病棟が無く、多くの感染症の患者を受け入れるためには一部の病棟について感染症病棟として、陰圧換気装置の整備などを行う必要があります。

感染症により重篤な状態となった患者に対応する、医師・看護師などの多くの医療スタッフのさらなる増員・配置は非常に難しいと考えます。

また全国的に不足している感染症防御に用いるマスク・防護服などの装備品について、さらなる確保についても非常に難しいと考えます。

今後も感染症の動向を注視し、兵庫県・伊丹健康福祉事務所など協議しながら、対応を検討していきたいと考えています。

2) 市民の動向をリアルに把握する為、24 時間電話相談窓口を市独自で設置することはできますか。

<回答>

伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、時間中の市民の問い合わせ状況を見ながら、電話相談窓口の設置を検討してまいります。

3) 伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に専門的知見を持った方を入れ、その知見を根拠に、学校を再開する時期など市独自の政策決定をすることはできますか。

<回答>

現在伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に伊丹市医師会長及び伊丹健康福祉事務所長に参加いただいております、この中で専門家としてのご意見をいただいております。

4) 市民が安心感を得るため、伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の情報を資料も含め、可能な限り情報公開をしたほうが良いと思いますが、できますか。

<回答>

現在、市長メッセージについてはホームページやプレスリリースを行うとともに、災害時避難行動要支援者の内で登録いただいている方に LINE でお知らせしております。

伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の要約は、ホームページ上で早急に公開しております。今後、広報の特別版発行等の手段を通じて、情報を市民にお伝えしてまいります。

5) 情報はホームページで公表だが、高齢者など情報弱者に向けて週に1回でも紙媒体での周知が必要だと思いたいますが、いかがでしょうか。(回覧板2回、広報2回)

<回答>

手洗いや咳エチケットについては、公共施設や市バス車内で掲示を進めております。現在、「伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、広報いたみ特別版の発行を準備いたしております。今後の広報伊丹の紙面においても、必要な情報を掲載してまいります。

6) 独居高齢者や在宅の要介護認定者など必要な市民に対し、保健師やヘルパーによる訪問と相談、必要であれば医療機関と連携する体制の構築が必要だと思いますが、なにかお考えはありますか。

<回答>

見守りの必要な高齢者については、日ごろから地域包括支援センターが、また、要介護認定者については、ケアマネジャーが関わっており、必要に応じて医療機関につなぐなど、対応しています。

7) 一斉休校により、児童・生徒の精神的な負担が大きい。

①そこで伊丹市民病院小児科に医師と臨床心理士の専門外来を設置することはできますか。

<回答>

今回の一斉休校に特化した専門外来の設置は難しいと思われまます。現在、当院が実施している小児科外来や小児カウンセリングなどの診療の範囲内で対応していきたいと考えております。

②また、スクールカウンセラーの増員が必要だとのお考えはありますか。

<回答>

学校再開後、状況に応じて検討してまいります。

8) 中小企業や個人事業主向けの相談窓口を設置していただくことはできますか。

<回答>

中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証 4号について市が認定を行うことから、その認定事務を中心に、様々な相談を窓口や電話などで受け付け、丁寧に対応しているところです。今後も引き続き、国、県、伊丹商工会議所などの関係機関と、それぞれの役割に応じた対応、連携、情報共有等を図りながら、事業者に対して丁寧な対応、情報発信等を行ってまいります。

9) 休校中の子どもの外遊び支援として、神戸市は活動団体に助成しているが、市でもできませんか。

<回答>

子どもの外遊びの重要性は感じているところですが、現時点では考えておりません。

創政会からの質問

1) 共同利用施設消毒清掃のお願い

3月7日～10日に、市内でも新型コロナウイルスの感染が判明しました。

市内の公共施設がクラスター化している可能性も否めない中で、住民の安心のためにも、感染した方が利用したと思われる共同利用施設については、現在の使用禁止になっている間に、消毒・清掃ができないのか。

<回答>

現在、感染者が出た場合については、保健所の指導のもと、施設の閉鎖や、消毒作業が行われているところです。

現在、共同利用施設を閉鎖しているのは、室内における集団での会合等による飛沫感染を防止するために行っているところでございます。

今後も保健所からの指示を受けながら、適切に対応していきたいと考えているところでございまして、現在、共同利用施設の消毒・清掃については実施する予定はございません。

共産党からの質問内容

1) デイサービス等介護施設や高齢者施設、障がい者施設への対応について

- ・本会議での答弁では、これらの施設へのマスクの配布は、り患者だけにするとされた。しかし、今回の施設における感染状況を見ると、施設利用者への対応も必要になるのではないか。マスク着用といってもマスクがない場合等への対応を求める。
- ・他のデイサービスでの対応はどうなっているのか。

<回答>

令和2年3月10日付け、国の新型コロナウイルス感染症対策本部発「国の新型コロナウイルス感染症に関する対策第2弾」におきまして、改めて「需給両面から総合的なマスク対策を講ずる」との内容から、本市といたしましても国・県の動きを十分に注視しております。

本市のマスクの備蓄につきましては、基本的には行政機能を維持することを目途に、職員の感染拡大防止のために配布しておりますが、今後の介護施設等への感染防止に係る対応につきましては、本市の備蓄の状況を考慮しながら、柔軟に対応して参ります。

2) マスクについて

- ・佛山市からのマスクの供給はどうなったか。

<回答>

佛山市において関係部局と調整していただけると聞いています。